

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 5 年 1 2 月

砺波市議会定例会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 5 年 1 2 月 4 日

砺波市議会 1 2 月定例会

令和5年12月砺波市議会定例会議案説明資料目次

1	砺波市職員の給与に関する条例等一部改正の要旨	1
2	砺波市資料館条例及び砺波市立美術館条例一部改正の要旨	2
3	砺波市印鑑条例一部改正の要旨	2
4	砺波市営バス条例一部改正の要旨	2
5	砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例一部改正の要旨	3

1 砺波市職員の給与に関する条例等一部改正の要旨

国の人事院勧告等に基づき国及び県において給料表及び職員の期末勤勉手当の改定がそれぞれ実施されること、また、地方自治法の改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに準じ、職員の給与等を改定することとし、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 給料表の改定

国の人事院勧告による俸給表に準じ、全職員の号給について給料表を改定する。

(2) 期末勤勉手当の改定

区分	現行	改定後	増減
一般職	4. 4 0月	4. 5 0月	+ 0. 1 0月
再任用一般職	2. 3 0月	2. 3 5月	+ 0. 0 5月
特別職等（市議含む。）	3. 3 0月	3. 4 0月	+ 0. 1 0月
特定任期付職員	3. 3 0月	3. 4 0月	+ 0. 1 0月

（単位：月）

区分	適用年度	6 月期			1 2 月期			年間		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	R5 当初	1.20	1.00	2.20	1.20	1.00	2.20	2.40	2.00	4.40
	R5 改定	1.20	1.00	2.20	1.25	1.05	2.30	2.45	2.05	4.50
	R6 以降	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25	2.45	2.05	4.50
特定管理職員	R5 当初	1.00	1.20	2.20	1.00	1.20	2.20	2.00	2.40	4.40
	R5 改定	1.00	1.20	2.20	1.05	1.25	2.30	2.05	2.45	4.50
	R6 以降	1.025	1.225	2.25	1.025	1.225	2.25	2.05	2.45	4.50
再任用一般職員	R5 当初	0.675	0.475	1.15	0.675	0.475	1.15	1.35	0.95	2.30
	R5 改定	0.675	0.475	1.15	0.70	0.50	1.20	1.375	0.975	2.35
	R6 以降	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175	1.375	0.975	2.35
再任用特定管理職員	R5 当初	0.575	0.575	1.15	0.575	0.575	1.15	1.15	1.15	2.30
	R5 改定	0.575	0.575	1.15	0.60	0.60	1.20	1.175	1.175	2.35
	R6 以降	0.5875	0.5875	1.175	0.5875	0.5875	1.175	1.175	1.175	2.35
特別職等	R5 当初	1.65		1.65	1.65		1.65	3.30		3.30
	R5 改定	1.65		1.65	1.75		1.75	3.40		3.40
	R6 以降	1.70		1.70	1.70		1.70	3.40		3.40
特定任期付職員	R5 当初	1.65		1.65	1.65		1.65	3.30		3.30
	R5 改定	1.65		1.65	1.75		1.75	3.40		3.40
	R6 以降	1.70		1.70	1.70		1.70	3.40		3.40

(3) 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給する。

(4) 改正する条例

- ア 砺波市職員の給与に関する条例
- イ 砺波市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例
- ウ 砺波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- エ 砺波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- オ 砺波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- カ 砺波市職員の育児休業等に関する条例
- キ 砺波市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

施行期日 公布の日（一部規定は令和6年4月1日施行）

2 砺波市資料館条例及び砺波市立美術館条例一部改正の要旨

庄川水資料館及び松村外次郎記念庄川美術館を廃止することに伴い、当該施設に係る規定を削除することとし、併せて砺波市美術館における特別観覧料の額を定めるため、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和6年4月1日

3 砺波市印鑑条例一部改正の要旨

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」の一部改正に伴い、スマートフォン等の移動端末設備を利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和6年1月1日

4 砺波市営バス条例一部改正の要旨

デマンド型乗合交通「チョイソコとなみ」の市内全域運行に伴い、持続可能な公共交通の実現及び地域交通ネットワークの最適化を図るため、運行路線、利用料金等を見直すこととし、この条例において所要の改正を行うもの。

(1) 運行路線の変更

現行		変更後	
路線名	経由・巡回地区	路線名	経由・巡回地区
高波線	出町、林、高波	北部線	若林、林、高波、出町、油田
東般若・梅檀野線	般若、梅檀野、東般若	梅檀野線	梅檀野、東般若、柳瀬、南般若、油田、出町、鷹栖
梅檀山線	般若、梅檀山	梅檀山線	梅檀山、般若、太田、庄下、出町、鷹栖
庄川線	出町、庄下、中野、青島、東山見	庄川線	油田、出町、庄下、中野、太田、青島、東山見、雄神
北・西部循環線	林、出町、鷹栖、東野尻、五鹿屋、若林、高波	南部線	青島、種田、五鹿屋、東野尻、鷹栖、若林、林、出町
東部循環線	油田、南般若、柳瀬、太田、庄下、林、出町	/	
南部循環線	出町、庄下、中野、種田、五鹿屋、東野尻、林		
庄川北回り線	青島、種田、東山見		

(2) 利用料金等の変更

- ア 普通利用の使用料を一律200円に変更(現行は庄川線100円～640円、庄川線以外100円)
- イ 普通利用の使用料変更にあわせて、回数利用券、定期利用券及び特別定期利用券の額を変更
- ウ 乗継回数利用券を廃止

施行期日 令和6年4月1日

5 砺波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例一部改正の要旨

生活保護法に準じて行う、生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務において、個人番号の利用を行うこととするため、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日